

III 少子化等の社会経済情勢の前提

1. 経済前提

- ケースAは、新人口推計対応試算と同じ前提(長期的な実質賃金上昇率1.0%、長期的な実質運用利回り1.5%)とした。
- ケースBは、新人口推計対応試算の前提より長期的な実質運用利回りを0.25%低く設定。
- ケースCは、新人口推計対応試算の前提より長期的な実質運用利回りを0.5%低く、長期的な実質賃金上昇率を0.5%低くに設定。
- 試算上の基準ケースはケースBとした。

【平成20(2008)年度以降】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金2.5%、物価上昇率1.5%、名目利回り4.0%
ケースB	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%
ケースC	0.5%	1.0%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.5%、名目利回り2.0%

ただし、平成19(2007)年まで全体的に低い前提とし、次の経済前提を使用した。

【平成15(2003)～19(2007)年度まで】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り2.5%
ケースB	0.5%	1.25%	名目賃金0.5%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.75%
ケースC	0.0%	1.0%	名目賃金0.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.0%

注1：実質賃金上昇率とは、物価上昇率に対する実質的な賃金上昇率のことである。

(実質賃金上昇率=名目賃金上昇率-物価上昇率)

注2：実質運用利回りとは、名目賃金上昇率に対する実質的な運用利回りのことである。

(実質運用利回り=名目運用利回り-名目賃金上昇率)

注3：上表の運用利回りは自主運用分の前提である。試算に用いている運用利回りはこれに財投預託分の運用利回り（平成13年度末の預託実績より算出）を勘案した数値を使用。

注4：平成14年の物価上昇率は、平成15年度の年金改定率（スライド率）として予算の概算要求に使用した-0.6%を使用、名目賃金、名目利回りは、それぞれケースAが(1.0%, 2.5%)、ケースBが(0.5%, 1.75%)、ケースCが(0.0%, 1.0%)とした。

注5：平成13年度以前は、実績値を使用。

2. 将来推計人口

- 新人口推計(「日本の将来推計人口」平成14年1月推計)の高位推計、中位推計、低位推計のそれぞれのケースについて試算した。
- 試算上の基準ケースは中位推計とした。

新人口推計(「日本の将来推計人口」平成14年1月推計)
高位推計(1. 63)
中位推計(1. 39)
低位推計(1. 10)

注1:()内の数値は、合計特殊出生率の仮定(2050年)である。(平成9年1月推計(中位)の2050年における合計特殊出生率は、1. 61である。)

注2:寿命の伸びの仮定は全ケース共通。2050年における平均寿命は、男子80. 95歳、女子89. 22歳である。(平成9年1月推計の仮定は男子79. 43歳、女子86. 47歳)

3. その他の計算要素

(1) 労働力人口

- 新人口推計対応試算ベース
(「労働力率の見通し」平成10年10月推計を基礎として算出)

(2) 計算の初期データ

- 年金積立金 … 平成13年度末の年金積立金の実績見込み
- 被保険者数等
新人口推計対応試算と同じ、平成12年度末の被保険者数等の実績を使用

(3) その他

他の計算要素は、新人口推計対応試算(H14. 5)と同じものを使用。

IV 基礎年金国庫負担及び保険料負担の前提

1. 基礎年金国庫負担割合の前提

(1) 基礎年金国庫負担割合の変更

- 次期再計算期(平成16年10月)に安定した財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を1／2に引き上げるものを基準ケースとした。
- 参考として、国庫負担割合を1／2へ引き上げることによる効果をみるために、基礎年金国庫負担割合の1／2への引上げを行わないケースについても試算した。

基礎年金国庫負担の引上げ方法	
基準ケース	・次期制度改正時に安定した財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を1／2に引上げ
参考ケース (1／3)	・基礎年金国庫負担割合1／3

(2) 基礎年金国庫負担引上げ時の保険料（率）の取扱い

- 平成11年財政再計算では、基礎年金国庫負担引上げ時において、厚生年金は保険料率の引上げ幅を抑制し、国民年金は保険料を引き下げるという想定で財政見通しを計算した。
- この試算では、基礎年金国庫負担引上げ時に保険料率の引上げ幅の抑制(厚生年金)や保険料の引下げ(国民年金)を行わないケースを基準ケースとした。この場合、厚生年金の保険料率は毎年小刻みに引上げるものとした。
- 保険料(率)の引上げ幅の抑制や保険料引下げの効果をみるために、平成11年財政再計算の取扱いに準拠したケースについても試算した。

	基礎年金国庫負担引上げ時の保険料(率)
基準ケース 〔保険料(率)の 引下げ等なし〕	・保険料(率)の引上げ幅の抑制や引下げを行わない。
ケースA (引下げ等)	<p>《厚生年金》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、保険料率の引上げを5年に1度とし、基礎年金国庫負担の引上げ時に0.77%（総報酬ベース）保険料率の引上げ幅を抑制。 <p>《国民年金》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、基礎年金国庫負担の引き上げ時に保険料を3,000円（平成11年度価格）引下げ。

2. 保険料負担の前提

（1）保険料（率）の引上げ計画

- 平成11年財政再計算と5年間の保険料（率）の引上げ幅を同じとし、厚生年金の保険料率については、毎年小刻みに引き上げることとするケースを基準ケースとした。
- その他、厚生年金の保険料率は、毎年小刻みに引き上げることとし、基準ケースと比べ、引上げペースを前倒しするケース及び引上げペースを後倒しするケースについても試算した。

	保険料(率)の引上げ頻度	保険料(率)の引上げベース
基準ケース	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年財政再計算(基礎年金国庫負担1/2の場合)と5年間の保険料(率)の引上げ幅を同じとする。 <p>《単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅》 厚生年金 … 0.354%(総報酬ベース) 国民年金 … 600円(平成11年度価格)</p>
ケースA (前倒し)	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(率)の引上げ幅を基準ケースの2割増とし、最終保険料(率)への到達年度を前倒しする。
ケースB (後倒し)	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(率)の引上げ幅を基準ケースの2割減とし、最終保険料(率)への到達年度を後倒しする。
参考ケース (1/3)	毎年度引上げ	<p>(参考)基礎年金国庫負担の1/2への引上げを行わなかった場合の引上げ幅</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年財政再計算(基礎年金国庫負担1/3の場合)と5年間の保険料(率)の引上げ幅を同じとする。 <p>《単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅》 厚生年金 … 0.384%(総報酬ベース) 国民年金 … 800円(平成11年度価格)</p>

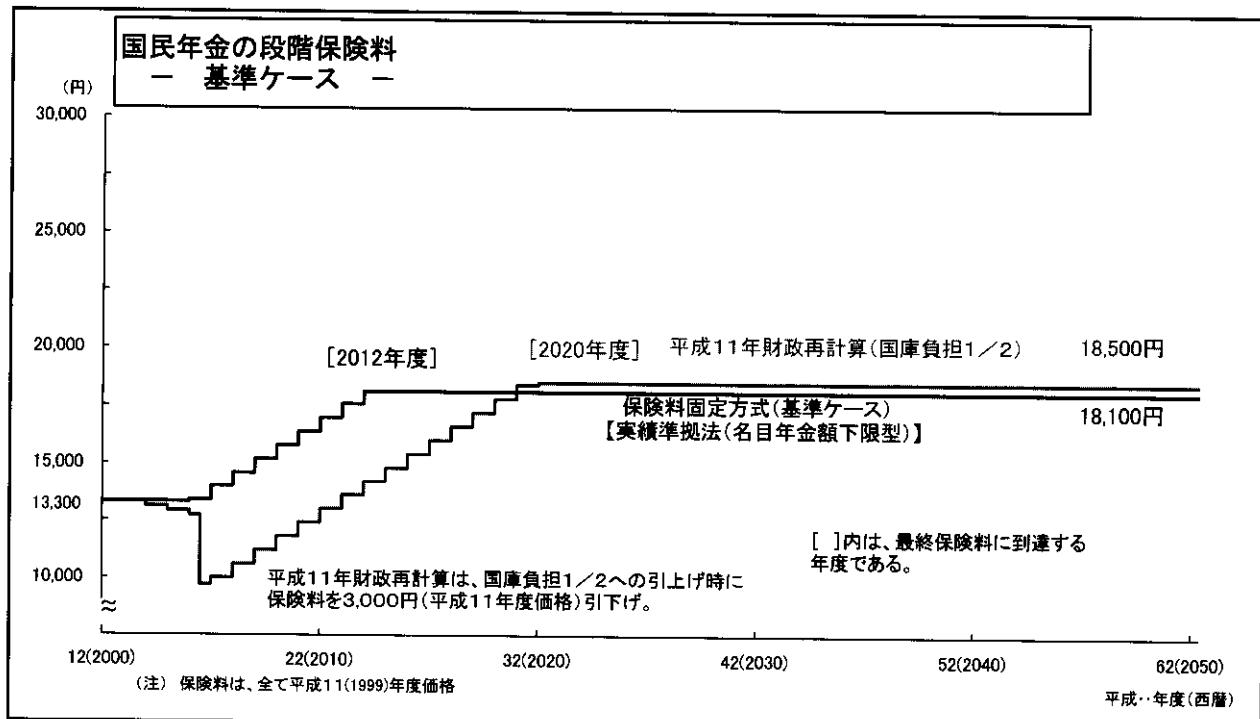
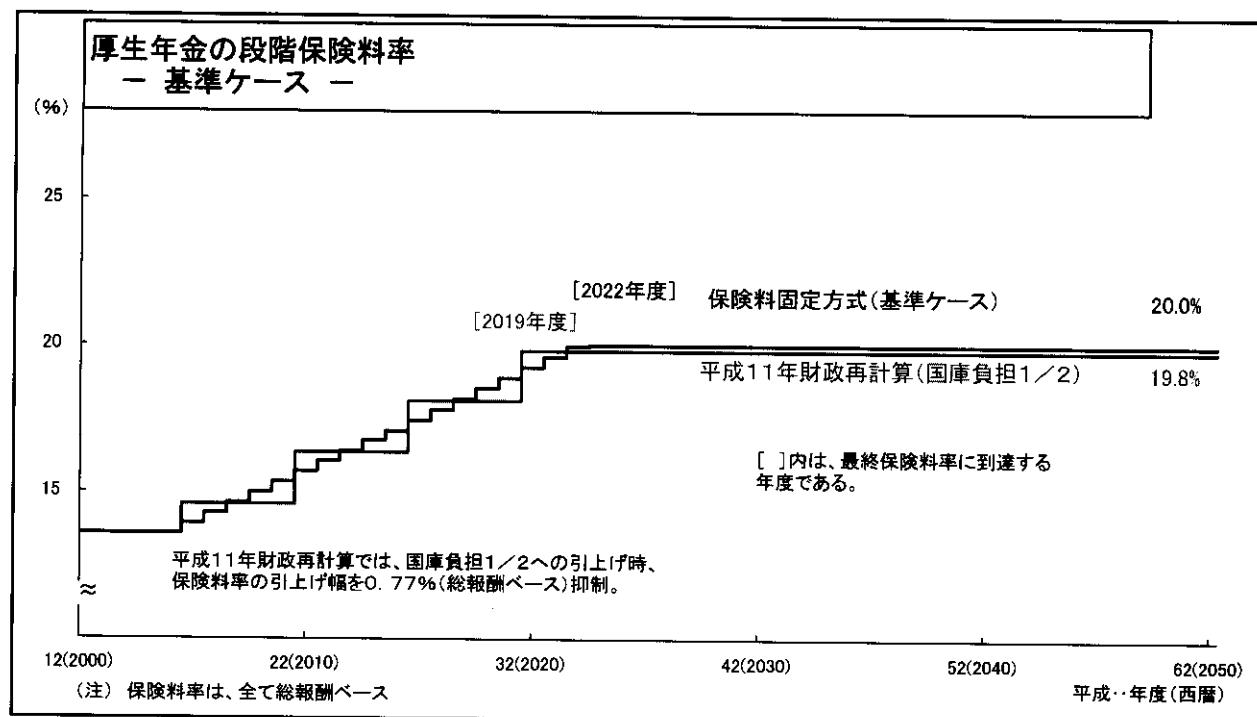
(2) 厚生年金の最終保険料率(保険料固定方式の場合)

- 平成11年財政再計算の計画と同水準である年収の20%を試算上の基準ケースとした。
- 年収の18%とするケースについても試算。

厚生年金の最終保険料率	
20%	
18%	

(参考) 保険料固定方式における基準ケースの保険料(率)の引上げ計画

【基礎年金国庫負担割合1/2の場合】



【基礎年金国庫負担割合の1／2への引上げを行わなかった場合】

